

令和6年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より
**令和6年度「いじめ・暴力」・「長期欠席」等の状況調査結果
(詳細版)**

令和7年10月 横浜市教育委員会
※令和7年11月更新版

1 いじめの状況

- (1) [いじめの認知件数・態様別割合](#)
- (2) [いじめの年度内における解消率・解消件数](#)
- (3) [重大事態発生状況](#)
- (4) [いじめ発見のきっかけ](#)

2 暴力行為の状況

- (1) [発生件数・形態別暴力行為の発生件数](#)
- (2) [学年別暴力行為者数](#)

3 小・中学校における長期欠席の状況

- (1) [長期欠席者の状況](#)
- (2) [不登校児童生徒数](#)
- (3) [不登校児童生徒について把握した事実](#)
- (4) [不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等](#)

4 高等学校における長期欠席の状況

- (1) [長期欠席者の状況](#)
- (2) [不登校生徒について把握した事実](#)

5 自殺の状況・今後の対応

※ [本調査における定義・調査基準](#)

1 いじめの状況

(1)いじめの認知件数・態様別割合

【表1】令和6年度いじめの認知件数 括弧内は令和5年度

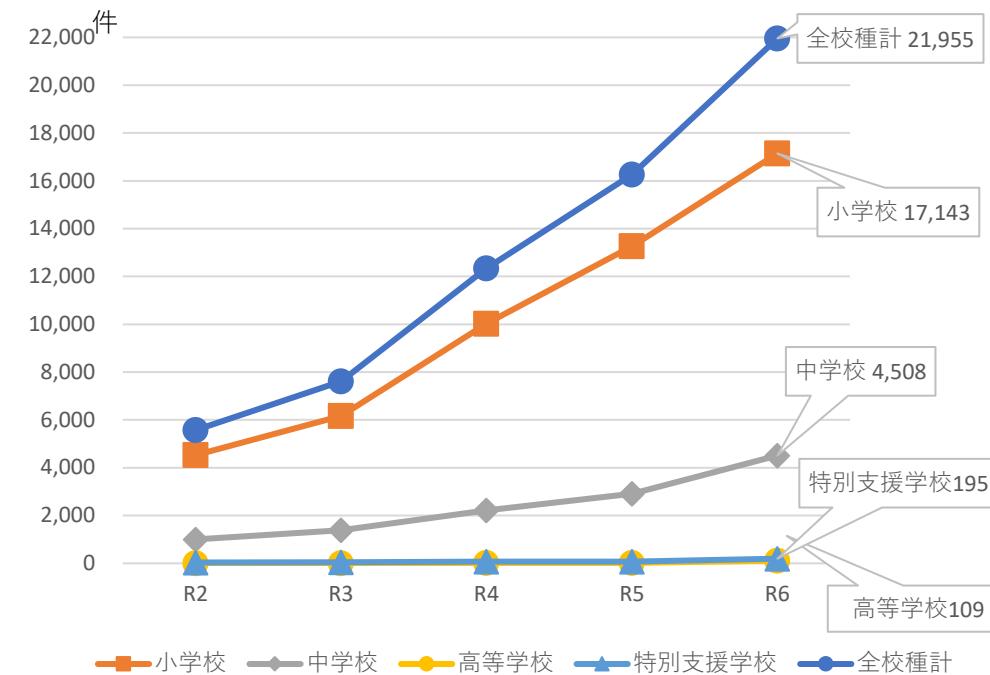
	横浜市の認知件数（件）	1,000人あたり認知件数（件）			神奈川県
		横浜市	全国	神奈川県	
小学校	17,143 (13,261)	100.3 (76.5)	101.9 (96.5)		
中学校	4,508 (2,913)	59.2 (37.8)	42.6 (38.1)		
高等学校	109 (15)	14.2 (2.0)	5.9 (5.5)		
特別支援学校	195 (74)	132.9 (49.9)	23.8 (22.3)		
合計	21,955 (16,263)	85.8 (62.7)	61.3 (57.9)	59.2 (51.0)	

※横浜市は市立、全国と神奈川県は国公私立

【表2】過去5年のいじめの認知件数

学校区分	いじめ認知件数（件）				
	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	4,527	6,168	10,028	13,261	17,143
中学校	1,001	1,388	2,220	2,913	4,508
高等学校	8	4	15	15	109
特別支援学校	36	46	78	74	195
全校種計	5,572	7,606	12,341	16,263	21,955

【図1】過去5年のいじめの認知件数



【表3】いじめの態様別割合

いじめの様態（複数選択回答）	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	8,699	50.7%	2,637	58.5%	47	43.1%	54	27.7%	11,437	52.1%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,291	7.5%	363	8.1%	9	8.3%	12	6.2%	1,675	7.6%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	4,029	23.5%	609	13.5%	7	6.4%	23	11.8%	4,668	21.3%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	2,326	13.6%	295	6.5%	0	0.0%	99	50.8%	2,720	12.4%
金品をたかられる。	222	1.3%	73	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	295	1.3%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1,296	7.6%	247	5.5%	2	1.8%	6	3.1%	1,551	7.1%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	3,025	17.6%	375	8.3%	4	3.7%	10	5.1%	3,414	15.5%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	603	3.5%	480	10.6%	27	24.8%	14	7.2%	1,124	5.1%
その他	364	2.1%	126	2.8%	13	11.9%	17	8.7%	520	2.4%

※いじめ認知件数に対する各項目の割合

1 いじめの状況

(2)いじめの年度内における解消率・解消件数 (3)重大事態発生状況

【表4】過去5年間の各年度内における解消率・解消件数

学校区分		いじめの年度内解消件数・解消率				
		R2	R3	R4	R5	R6
小学校	認知件数	4,527	6,168	10,028	13,261	17,143
	年度内解消件数	2,545	3,810	5,640	7,505	10,559
	取り組み中件数 (その他含む)	1,982	2,358	4,388	5,756	6,584
	解消率	56.2%	61.8%	56.2%	56.6%	61.6%
中学校	認知件数	1,001	1,388	2,220	2,913	4,508
	年度内解消件数	497	762	1,105	1,306	2,503
	取り組み中件数 (その他含む)	504	626	1,115	1,607	2,005
	解消率	49.7%	54.9%	49.8%	44.8%	55.5%
高等学校	認知件数	8	4	15	15	109
	年度内解消件数	1	2	7	5	66
	取り組み中件数 (その他含む)	7	2	8	10	43
	解消率	12.5%	50.0%	46.7%	33.3%	60.6%
特別支援学校	認知件数	36	46	78	74	195
	年度内解消件数	22	42	63	58	142
	取り組み中件数 (その他含む)	14	4	15	16	53
	解消率	61.1%	91.3%	80.8%	78.4%	72.8%
合計	認知件数	5,572	7,606	12,341	16,263	21,955
	年度内解消件数	3,065	4,616	6,815	8,874	13,270
	取り組み中件数 (その他含む)	2,507	2,990	5,526	7,389	8,685
	解消率	55.0%	60.7%	55.2%	54.6%	60.4%

【表5】いじめの解消状況（小・中・高・特支合計）

	いじめ認知件数と解消件数（件）		増減
	R5	R6	
認知件数	16,263	21,955	5,692
解消件数 ※	13,619	17,480	3,861
うち年度内解消件数	8,874	13,270	4,396

※翌年度7月末時点での解消件数

【表6】いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生状況

区分	R2	R3	R4	R5	R6
重大事態発生件数（件）	4	3	3	2	59

1 いじめの状況

(4)いじめ発見のきっかけ

【表7】いじめ発見のきっかけ別認知件数・構成比

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		全学校	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
学級担任が発見	2,217	12.9%	446	9.9%	13	11.9%	88	45.1%	2,764	12.6%
学級担任以外の教職員が発見	881	5.1%	567	12.6%	4	3.7%	25	12.8%	1,477	6.7%
養護教諭が発見	135	0.8%	51	1.1%	1	0.9%	2	1.0%	189	0.9%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	18	0.1%	18	0.4%	1	0.9%	3	1.5%	40	0.2%
アンケート調査など学校の取組により発見	1,124	6.6%	223	4.9%	6	5.5%	12	6.2%	1,365	6.2%
本人からの訴え	4,721	27.5%	1,820	40.4%	66	60.6%	20	10.3%	6,627	30.2%
当該児童生徒の保護者からの訴え	6,202	36.2%	948	21.0%	12	11.0%	9	4.6%	7,171	32.7%
他の児童生徒からの情報	1,372	8.0%	338	7.5%	2	1.8%	6	3.1%	1,718	7.8%
他の保護者からの情報	400	2.3%	82	1.8%	4	3.7%	4	2.1%	490	2.2%
地域の住民からの情報	13	0.1%	3	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	16	0.1%
学校以外の関係機関からの情報	49	0.3%	12	0.3%	0	0.0%	26	13.3%	87	0.4%
その他（匿名による情報など）	11	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	11	0.1%
計	17,143	100%	4,508	100%	109	100%	195	100%	21,955	100%

2 暴力行為の状況

(1)発生件数・形態別暴力行為の発生件数

【表1】令和6年度暴力行為発生件数 括弧内は令和5年度

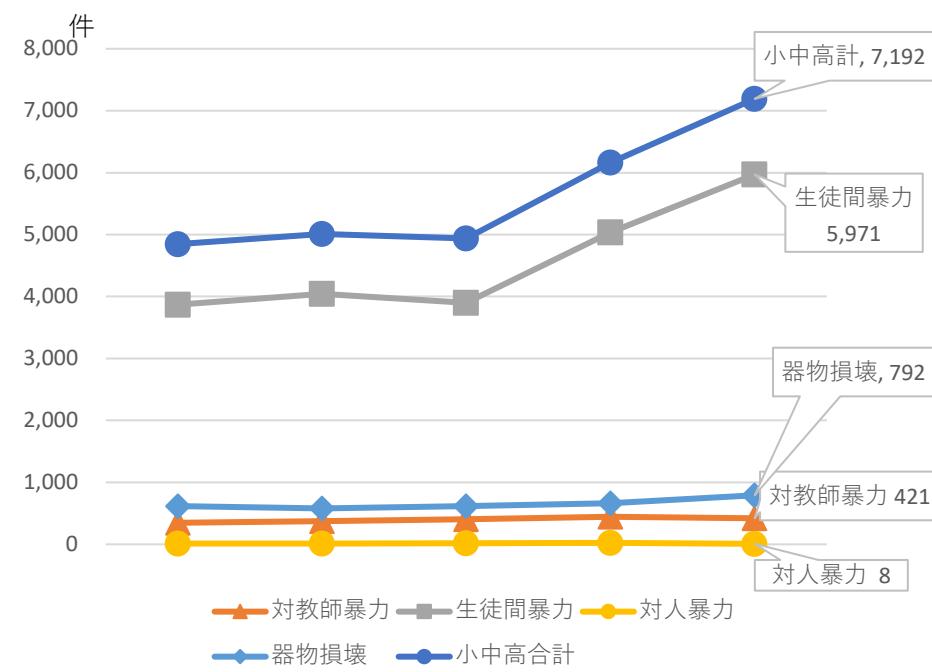
	横浜市の発生件数 (件)	1,000人あたり発生件数(件)		
		横浜市	全国	神奈川県
小学校	5,742 (5,013)	33.6 (28.9)	13.8 (11.5)	25.2 (19.7)
中学校	1,448 (1,151)	19.0 (14.9)	12.6 (10.4)	15.3 (13.2)
高等学校	2 (1)	0.3 (0.1)	1.8 (1.7)	2.3 (2.3)
合計	7,192 (6,165)	28.3 (23.9)	10.4 (8.7)	17.3 (14.0)

※横浜市は市立、全国と神奈川県は国公私立

【表2】形態別暴力行為の発生件数

学校区分	暴力行為の形態	暴力行為の発生件数(件)				
		R2	R3	R4	R5	R6
小学校	対教師暴力	289	322	330	380	345
	生徒間暴力	3,358	3,359	3,069	4,142	4,838
	対人暴力	10	7	14	19	4
	器物損壊	456	424	436	472	555
	小学校合計	4,113	4,112	3,849	5,013	5,742
中学校	対教師暴力	59	52	73	65	76
	生徒間暴力	511	687	829	892	1,133
	対人暴力	2	3	6	5	4
	器物損壊	160	156	182	189	235
	中学校合計	732	898	1,090	1,151	1,448
高等学校	対教師暴力	0	0	0	0	0
	生徒間暴力	0	0	1	0	0
	対人暴力	1	0	0	0	0
	器物損壊	1	0	0	1	2
	高等学校合計	2	0	1	1	2
小学校 中学校 高等学校 合計	対教師暴力	348	374	403	445	421
	生徒間暴力	3,869	4,046	3,899	5,034	5,971
	対人暴力	13	10	20	24	8
	器物損壊	617	580	618	662	792
	小中高合計	4,847	5,010	4,940	6,165	7,192

【図1】形態別暴力行為の発生件数



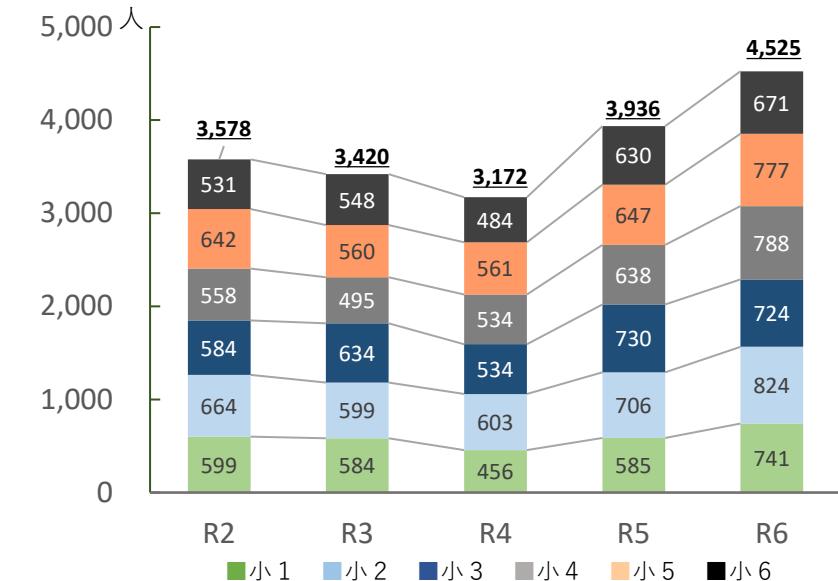
2 暴力行為の状況

(2) 学年別暴力行為者数

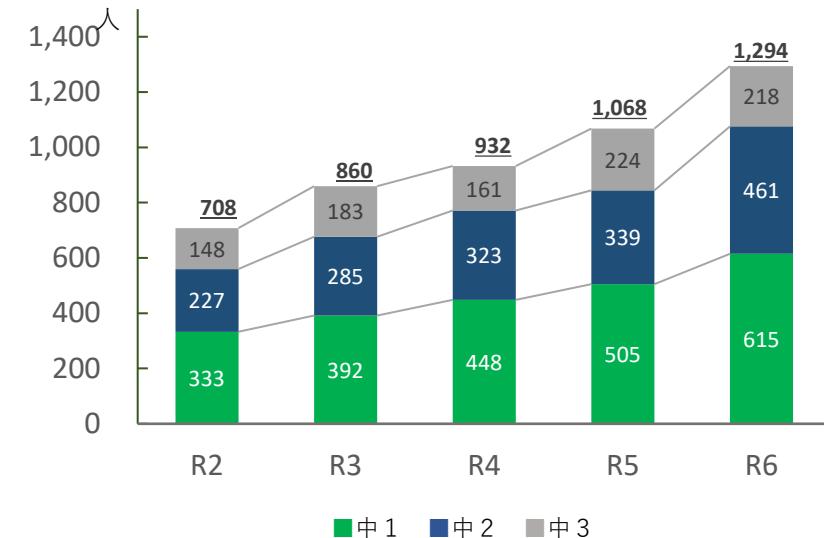
【表3】学年別暴力行為者数

学校区分	学年	暴力行為者数(人)				
		R2	R3	R4	R5	R6
小学校	1年	599	584	456	585	741
	2年	664	599	603	706	824
	3年	584	634	534	730	724
	4年	558	495	534	638	788
	5年	642	560	561	647	777
	6年	531	548	484	630	671
	小学校合計	3,578	3,420	3,172	3,936	4,525
中学校	1年	333	392	448	505	615
	2年	227	285	323	339	461
	3年	148	183	161	224	218
	中学校合計	708	860	932	1,068	1,294
高等学校	1年	0	0	0	0	0
	2年	1	0	1	0	0
	3年	1	0	0	1	0
	4年	0	0	0	0	0
	高等学校合計	2	0	1	1	0
小中高等学校 合計		4,288	4,280	4,105	5,005	5,819

【図2】学年別暴力行為者数-小学校



【図3】学年別暴力行為者数-中学校



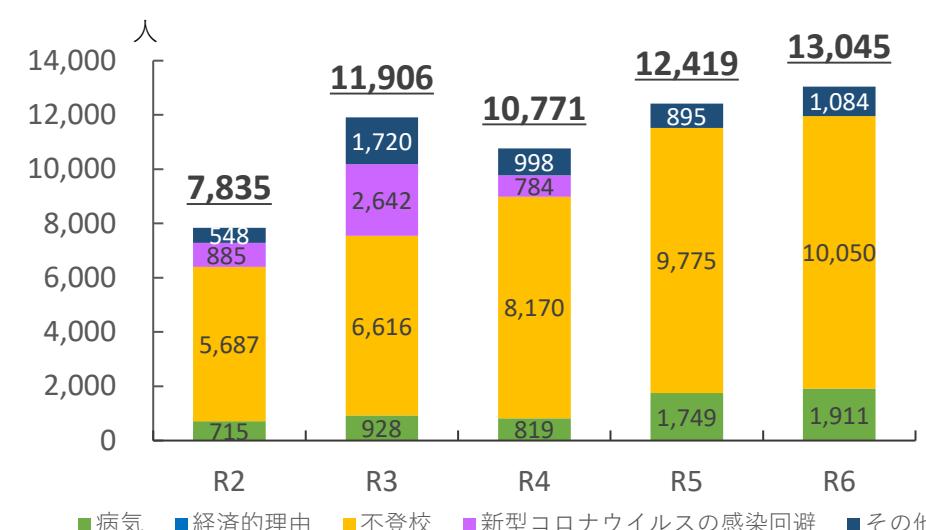
3 小・中学校における長期欠席の状況 (1)長期欠席者の状況 (2)不登校児童生徒数

【表1】小・中学校における長期欠席者の推移と欠席理由の内訳

学校区分	長期欠席理由	欠席理由別長期欠席者数 (人)				
		R2	R3	R4	R5	R6
小学校	病気	465	541	423	1,303	1,459
	経済的理由	0	0	0	0	0
	不登校	2,160	2,635	3,469	4,260	4,442
	新型コロナウイルスの感染回避	685	2,041	603	—	—
	その他	460	1,319	835	779	915
	計	3,770	6,536	5,330	6,342	6,816
中学校	病気	250	387	396	446	452
	経済的理由	0	0	0	0	0
	不登校	3,527	3,981	4,701	5,515	5,608
	新型コロナウイルスの感染回避	200	601	181	—	—
	その他	88	401	163	116	169
	計	4,065	5,370	5,441	6,077	6,229
計	病気	715	928	819	1,749	1,911
	経済的理由	0	0	0	0	0
	不登校	5,687	6,616	8,170	9,775	10,050
	新型コロナウイルスの感染回避	885	2,642	784	—	—
	その他	548	1,720	998	895	1,084
	計	7,835	11,906	10,771	12,419	13,045

※長期欠席理由「新型コロナウイルスの感染回避」は、令和4年度で調査終了。

【図1】長期欠席者数と欠席理由の内訳

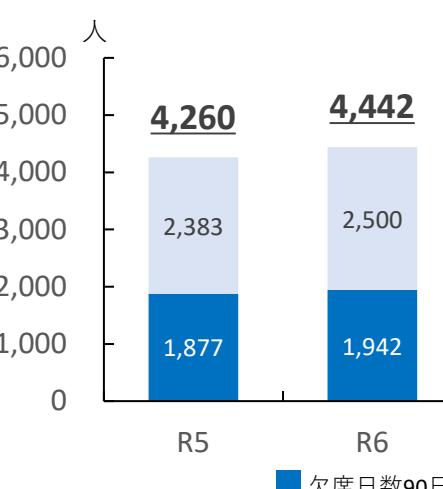


【表2】小・中学校における日数別不登校児童生徒数

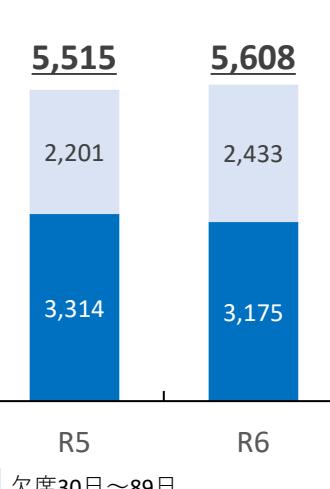
	区分	日数別不登校児童生徒数 (人)				
		R2	R3	R4	R5	R6
小学校	欠席日数30～89日の者	1,214	1,431	1,853	2,383	2,500
	欠席日数50～89日の者	—	—	—	1,071	1,154
	欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者	778	982	1,342	1,544	1,633
	欠席日数90日以上で出席日数0～10日の者	168	222	274	333	309
	合計 (不登校児童生徒数)	2,160	2,635	3,469	4,260	4,442
	1000人当たりの不登校児童生徒数	12.1	14.8	19.7	24.6	26.0
中学校	欠席日数30～89日の者	1,396	1,583	1,772	2,201	2,433
	欠席日数50～89日の者	—	—	—	1,160	1,192
	欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者	1,665	1,809	2,346	2,652	2,514
	欠席日数90日以上で出席日数0～10日の者	466	589	583	662	661
	合計 (不登校児童生徒数)	3,527	3,981	4,701	5,515	5,608
	1000人当たりの不登校児童生徒数	45.7	51.0	60.5	71.5	73.6
合計	欠席日数30～89日の者	2,610	3,014	3,625	4,584	4,933
	欠席日数50～89日の者	—	—	—	2,231	2,346
	欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者	2,443	2,791	3,688	4,196	4,147
	欠席日数90日以上で出席日数0～10日の者	634	811	857	995	970
	合計 (不登校児童生徒数)	5,687	6,616	8,170	9,775	10,050
	1000人当たりの不登校児童生徒数	22.2	25.9	32.2	39.0	40.7

【図2】小・中学校における日数別不登校児童生徒数

【小学校】



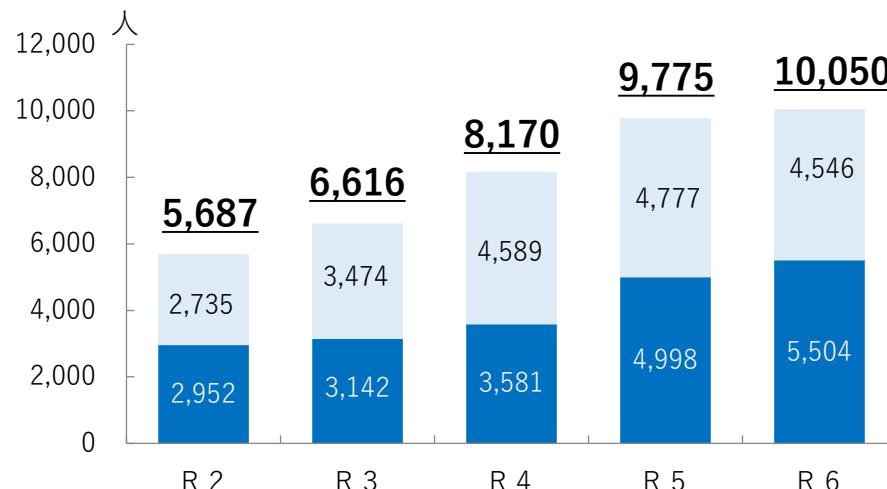
【中学校】



3 小・中学校における長期欠席の状況

(2)不登校児童生徒数
(3)不登校児童生徒について把握した事実

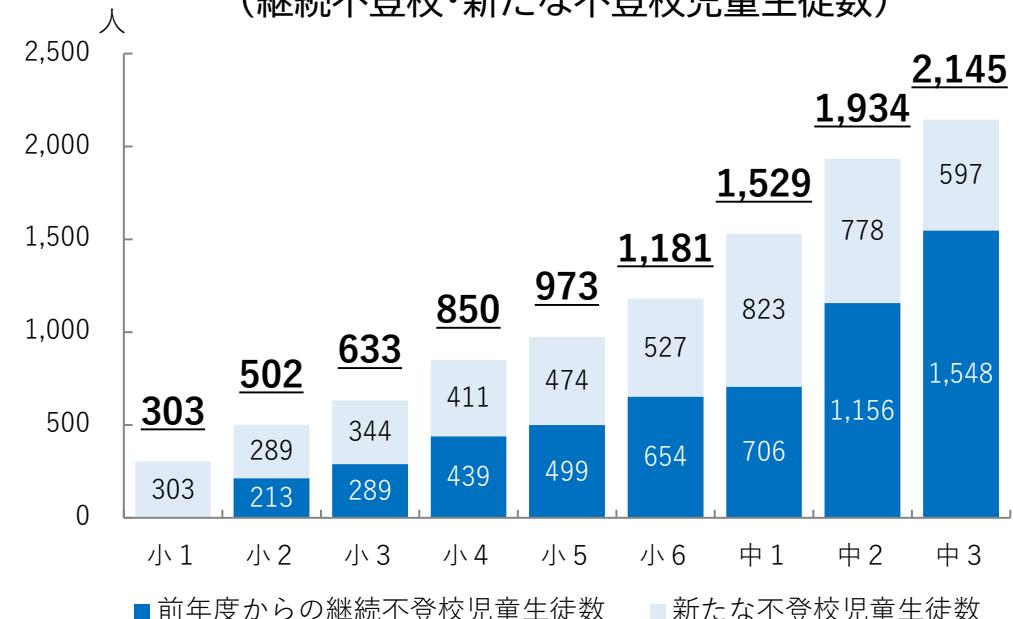
【図3】小・中不登校児童生徒数推移と
前年度からの継続・新たな不登校児童生徒数



■前年度からの継続不登校児童生徒数

■新たな不登校児童生徒数

【図4】R6年度学年別不登校児童生徒数
(継続不登校・新たな不登校児童生徒数)



■前年度からの継続不登校児童生徒数

■新たな不登校児童生徒数

【表3】小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実 ※複数回答可

不登校児童生徒について把握した事実（複数回答）		小学校	不登校総数に対する割合	中学校	不登校総数に対する割合	小中合計	不登校総数に対する割合
1	いじめ被害の情報や相談があった。	274	6.2%	221	3.9%	495	4.9%
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	485	10.9%	791	14.1%	1,276	12.7%
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	297	6.7%	128	2.3%	425	4.2%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	654	14.7%	807	14.4%	1,461	14.5%
5	学校のきまり等に関する相談があった。	62	1.4%	82	1.5%	144	1.4%
6	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。	225	5.1%	233	4.2%	458	4.6%
7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	399	9.0%	296	5.3%	695	6.9%
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	541	12.2%	452	8.1%	993	9.9%
9	生活リズムの不調に関する相談があった。	1,010	22.7%	1,414	25.2%	2,424	24.1%
10	あそび・非行に関する情報や相談があった。	47	1.1%	227	4.0%	274	2.7%
11	学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった。	1,235	27.8%	1,258	22.4%	2,493	24.8%
12	不安・抑うつの相談があった。	1,065	24.0%	1,189	21.2%	2,254	22.4%
13	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	684	15.4%	418	7.5%	1,102	11.0%
14	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	461	10.4%	217	3.9%	678	6.7%
15	上記に該当なし	390	8.8%	473	8.4%	863	8.6%

3 小・中学校における長期欠席の状況

(4)不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等

【表4】小・中学校における不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導等を受けた状況

		学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていた人数（複数回答）									相談・指導等を受けていた人数			
		学校外（複数回答）								学校内（複数回答）				
		教育支援センター	教育委員会所管の教育機関センター等	児童相談所、福祉事務所	保健所、精神保健福祉センター	病院、診療所	民間団体、民間施設	その他、左記以外の機関等	養護教諭による専門的な指導	スクールカウンセラー・相談員				
R2	小学校	160	110	273	10	442	97	27	287	1,016	2,160	583		
	中学校	218	72	309	5	532	193	34	357	1,166	3,527	1,454		
	計	378	182	582	15	974	290	61	644	2,182	5,687	2,037		
R3	小学校	134	155	134	5	399	127	30	255	1,081	2,635	980		
	中学校	203	130	257	20	603	177	92	338	1,174	3,981	1,682		
	計	337	285	391	25	1,002	304	122	593	2,255	6,616	2,662		
R4	小学校	207	147	134	13	516	162	79	238	1,264	3,469	1,390		
	中学校	219	65	243	31	617	160	56	391	1,302	4,701	2,267		
	計	426	212	377	44	1,133	322	135	629	2,566	8,170	3,657		
R5	小学校	368	191	299	22	612	175	87	340	1,934	4,260	1,535		
	中学校	320	101	319	20	590	186	30	451	1,626	5,515	2,770		
	計	688	292	618	42	1,202	361	117	791	3,560	9,775	4,305		
R6	小学校	410	154	210	16	562	202	44	355	2,083	4,442	1,585		
	中学校	287	132	275	40	638	170	48	425	1,696	5,608	2,779		
	計	697	286	485	56	1,200	372	92	780	3,779	10,050	4,364		

※ 不登校であった期間を通して、週に1回程度以上、家庭訪問や電話等により当該児童生徒本人への相談や指導等を行うことをいう。

4 高等学校における長期欠席の状況

(1)長期欠席者の状況
(2)不登校生徒について把握した事実

【表1】高等学校における長期欠席者の推移と欠席理由の内訳

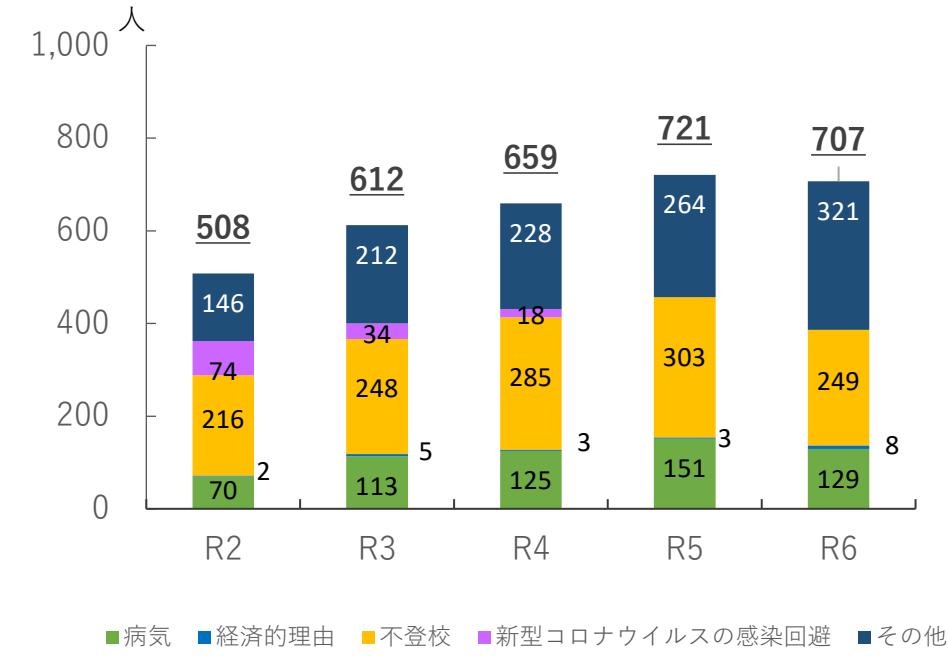
学校区分	長期欠席理由	理由別長期欠席者数(人)				
		R2	R3	R4	R5	R6
高等学校	病気	70	113	125	151	129
	経済的理由	2	5	3	3	8
	不登校	216	248	285	303	249
	新型コロナウイルスの感染回避	74	34	18	—	—
	その他	146	212	228	264	321
	計	508	612	659	721	707

※長期欠席理由「新型コロナウイルスの感染回避」は、令和4年度で調査終了。

【表2】高等学校における不登校生徒について把握した事実 ※複数回答可

不登校児童生徒について把握した事実(複数回答)		高校	不登校総数に対する割合
1	いじめ被害の情報や相談があった。	7	2.8%
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	16	6.4%
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	3	1.2%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	23	9.2%
5	学校のきまり等に関する相談があった。	4	1.6%
6	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。	17	6.8%
7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	15	6.0%
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	25	10.0%
9	生活リズムの不調に関する相談があった。	91	36.5%
10	遊び・非行に関する情報や相談があった。	18	7.2%
11	学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった。	102	41.0%
12	不安・抑うつの相談があった。	39	15.7%
13	障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	4	1.6%
14	個別の配慮(13以外)についての求めや相談があった。	6	2.4%
15	上記に該当なし	4	1.6%

【図1】高等学校における長期欠席者の推移と欠席理由の内訳



5 自殺の状況

令和6年度間に死亡した児童生徒のうち、警察等の関係機関とも連携し、学校が把握することができた情報を基に、自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて、2人報告されています※。

児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況であると捉えています。令和6年3月に公表したいじめ重大事態の調査結果を踏まえ、「自殺事案の調査への初動段階からの専門家の関与」、「速やかないじめ重大事態調査の実施」に取り組むとともに、子どもの健全育成に関わる関係機関及び団体と協働したいじめの未然防止や自殺防止の取組を強化しています。

※小・中・高等学校合計数

(参考)こどもの自殺対策推進パッケージ
～令和7年9月11日 こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議資料より～

① 教育や普及啓発等	② リスクの早期発見・対応	③ 危機介入	④ 見守り・支援
・SOSの出し方に関する教育、 自殺予防教育の促進【文部科学省】	・1人1台端末等を活用した「心の 健康観察」の推進【文部科学省】	・こども・若者の自殺危機対応 チームによる支援者支援の推進 【53億円の内数】【厚生労働省】	・地域ネットワーク構築によるこども支援 【10.0億円】(再掲)【こども家庭庁】
・地方自治体によるゲートキーパー 養成研修の実施支援【47億円 の内数】【厚生労働省】	・スクールカウンセラー・スクール ソーシャルワーカーの配置充実 【95億円】【文部科学省】	・地域ネットワーク構築によるこども 支援【10.0億円】【こども家庭庁】	・地方自治体及び民間団体によるSNS 相談体制の強化、こどもの健康相談 統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの 導入等【48億円の内数】【厚生労働省】
・「心の健康」に関する指導の 着実な実施、啓発資料の周知 【文部科学省】	改 学校における心の健康保持のため の健康診断等の措置【文部科学省】	改 法定協議会(※)の運営に係る ガイドラインの作成【こども家庭庁】 (※) 令和8年度から地方公共団体は 協議会の設置が可能	・年末年始等における孤独・孤立相談 事業【2.6億円の内数】【内閣府】
改 学校における精神保健に関する 知識の向上【文部科学省】	改 医療及び学校現場と連携した 教職員向けガイドラインの作成 及び広報等【0.3億円】【文部科学省】	・教育委員会による24時間子供SOS ダイヤル、SNS等を活用した相談体 制の整備【95億円の内数】【文部科学省】	
・中高生を対象とした自殺対策 に関する広報啓発【0.4億円】 【こども家庭庁】	・こどもの成長を見守るための データ連携基盤構築に向けた 調査研究【0.8億円】【こども家庭庁】		

※ 改は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項

※ ()は令和8年度概算要求額

⑤ 要因分析・関係省庁の連携等
・こどもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】 【こども家庭庁】
・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂【文部科学省】
・自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化 【6.0億円】【厚生労働省】
・自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内数】 【厚生労働省】

※ 本調査における定義・調査基準

1 暴力行為の状況

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態のいずれか一つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む)	「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く)
<ul style="list-style-type: none">指導されたことに激高して教師の足を蹴った教師の胸倉をつかんだ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた定期的に来校する教育相談員を殴ったその他、教職員に暴行を加えた	<ul style="list-style-type: none">学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした登下校中に、通行人にけがを負わせたその他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に對して暴行を加えた
「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る)	「器物損壊」(学校の施設・設備等の損壊)
<ul style="list-style-type: none">同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどしたその他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた	<ul style="list-style-type: none">教室の窓ガラスを故意に割ったトイレのドアを故意に壊した補修を要する落書きをした学校で飼育している動物を故意に傷つけた学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した他人の私物を故意に壊したその他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象する。また、いじめに該当する場合は、いじめの認知件数にも計上する。

※ 本調査における定義・調査基準

2 いじめ

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行う。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分が限定して解釈されることのないようにする。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含む。

○「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含む。

○けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、「解消している状態」とは、少なくとも①いじめに係る行為の解消②当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことの2要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、いじめの認知件数は、いじめられた児童・生徒の人数を計上するものである。

※ 本調査における定義・調査基準

3 小・中学校における長期欠席の状況及び4 高等学校における長期欠席の状況

「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、年度間に30日以上欠席した児童生徒数を理由別に調査。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

「病気」	「その他」
本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）	「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。 *「その他」の具体例 ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 ・連絡先が不明なまま長期欠席している者 ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）
「経済的理由」	
「不登校」	